

【友だち追加広告特約】

1. 本特約について

- ①友だち追加広告特約(以下「本特約」といいます)は、LINE ヤフー株式会社(以下「LINE ヤフー社」といいます)が提供するLINE公式アカウントに関連する広告商品「友だち追加広告」(以下「本広告」といいます)に関連して株式会社ぐるなび(以下「当社」といいます)が提供するサポートサービス(以下「本サービス」といいます)に適用される特約です。
- ②本サービスには、当社が別途定めるLINE運用代行サービス利用条件(以下「原利用条件」といいます)が適用されます。本特約の定めと原利用条件の定めが矛盾又は抵触する場合は、本特約が優先して適用されます。
- ③本サービスの内容は、営業資料に記載のとおりとします。

2. 本サービスの利用条件について

- ①本サービスは、当社が提供するLINE運用代行サービス(以下「運用代行サービス」といいます)を現に利用していることを前提とします。
- ②運用代行サービスの契約が終了した場合、当該終了時点をもって、本契約(4)において定義します)も終了します。

3. 本広告について

- ①本広告について、当社は、本申込書による契約者からの申込意思を受け、契約者に代理して、当社が LINE ヤフー社に対し申込を行います。
- ②本広告の利用料金は、所定の金額の範囲内で、契約者が広告に支出する金額(以下「予算設定額」といいます)を本申込書においてあらかじめ設定し、当該予算設定額の範囲内で、広告の実績に応じた金額をお支払いいただきます。当該予算設定額を消化するまで、最長で6か月間、本広告の掲載が行われます。なお、予算設定額を変更する場合には、再度所定の申込書の提出等が必要です。
- ③予算設定額に達する前に本広告の掲載が停止され、当該停止操作後においても本広告のデータのキャッシュが一定期間残存することで本広告が掲載されることがあります。この場合、契約者は、当該一定期間、本広告の掲載が実施され、予算設定額を超過する費用が発生することをあらかじめ承諾するものとします。
- ④本広告の契約は、LINE ヤフー社と契約者との間で成立し、当社は本広告の契約の当事者にはなりません。
- ⑤本広告の申込にあたっては、LINE ヤフー社が別途定める利用規約及びプライバシーポリシーが契約者に適用されます。
・LINE広告利用規約
https://www.linebiz.com/static/jp/terms-and-policies/pdf/line-ads/LINE%20Ads_TermsAndPolicies_0.pdf
・プライバシーポリシー
http://terms.line.me/line_rules/

4. 本サービスについて

- ①本サービスは、当社が契約者に代理してLINE ヤフー社に対し本広告の申込を行った上で、本広告(クーポン含む)の制作を支援するサービスです。本広告の制作にあたり、当社は契約者に対し取材を行い、本広告の内容について契約者と協議し決定します。
- ②本サービスの申込は当社所定の申込書によって行われるものとします。
- ③申込書を受領後、当社は所定の審査基準に従って審査を行います。なお、審査基準を満たさないことが判明した場合は、当社は速やかにその旨を契約者に通知します。この場合、契約者は、本サービスを利用することができないことをあらかじめ承諾するものとします。契約者と当社との本サービスに関する契約(以下「本契約」といいます)は、契約者が審査基準を満たしたことが判明した時点で成立します。
- ④当社は、契約者に対し取材を行い、本広告の制作後、契約者による校正確認を経て、本広告をLINE ヤフー社所定の掲載箇所に掲載する手続きを行います。本広告の掲載自体は、LINE ヤフー社のサービスとなり、当社は掲載箇所の変更等本広告の仕様変更等については一切責任を負いません。

5. 本広告の料金の支払いについて

- ①本広告の料金は、本広告の実績に応じて算出されます。
- ②契約者は、「2. 本サービスの利用条件について」において定めた利用条件を満たしていることを条件として、LINE ヤフー社に対する広告料金の支払いを当社に委任し、当社はこれをLINE ヤフー社に対して支払います。当社は契約者に対し本広告の料金の相当する金額(以下「委任費用」といいます)を契約者に対して請求し、契約者は、当社からLINE ヤフー社への本広告の料金の支払いの先後を問わず、委任費用を当社に支払う義務を負います。なお、契約者が、本広告の料金の支払いにかかる抗弁をLINE ヤフー社に対し主張できる場合であっても、契約者は、当社への委任費用の支払いを免れません。
- ③委任費用の請求は、予算設定額の消化がなされた日の属する月の翌月15日締めにて集計され、締め日の属する月の翌月の第1週に契約者に請求書が発行されます。契約者は、請求書発行月の末日までに、当社に対し、当社の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。なお、振込手数料は、契約者の負担とします。

6. 本サービスの料金について

- ①本サービスの利用にかかる料金(委任費用は除きます)は、本申込書に記載された初期設定費及び運用代行手数料となります。
- ②初期設定費は、本広告の掲出月の翌月末日までに、当社に対し、当社の指定する銀行口座に振り込む方法により、支払うものとします。なお、振込手数料は契約者の負担とします。
- ③運用代行手数料の請求及び支払いは、「5. 本広告の料金の支払いについて」の③を準用します。

7. 料金の未払いについて

- ①本特約で定めた支払期日までに、契約者による当社への本広告の料金及び本サービスの料金の支払いが遅延した場合、当初の支払期日から2か月を経過した時点で当社が契約者に対し提供するすべてのサービス(本広告及び本サービスを含みます)の提供は停止されます。
- ②本サービス及び本サービス以外の当社が提供するサービスにかかる料金の支払いが遅延した場合においても上記①と同様とし、本サービスの提供は停止されます。

8. 本契約の期間

本契約の期間は、本契約成立日から予算設定額が消化された日又は広告掲載終了日までとします。

9. キャンセルについて

申込後、本広告の掲載までにキャンセルした場合、本申込書表面に記載のキャンセル料が発生します。

10. 中途解約について

- ①本広告の掲載後に、本契約を解約することはできません。
- ②本広告掲載後、何らかの理由で本契約が終了した場合は、初期設定費に加え、委任費用及び本サービスの料金として、本契約終了時点での本広告の実績に応じた金額をお支払いいただきます。

改定日 2021年1月4日

改定日 2024年3月1日